

農業委員会報 第70号

編集 農業委員会報編集部会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1-1

電話 (042) 565-1111

内線 223

農業委員会報

平成22年6月1日発行

第一期認定農業者誕生

平成22年3月12日付けで、
当市において初めての認定
農業者が誕生しました。

また、同月25日、市役所
にて認定式が行われ、荒井
市長から直接それぞれの皆
さんに認定書が手渡されま
した。

今回、認定された方は左
記の11名で、当日は8名の
方が出席されました。

認定農業者紹介

- 1 乙幡雄司
- 2 石川清治
- 3 比留間啓二
- 4 鈴木良司
- 5 井上昌己
- 6 網代進
- 7 乙幡修
- 8 乙幡昇治
- 9 伊東誠司
- 10 加園良雄
- 11 吉村重治

(敬称略)



を活用して、生産と販
売を繰り返し、経営手
法を研究しながら経営
を行うというものです。
制度の根幹となる
「農業経営改善計画」
で、自身の5年後の経
営目標をたてていただ
きます。

目標とは、規模の拡
大、生産方式の合理化、
経営管理の合理化、農
業従事者の態様などの
こととなります。

なお、認定農業者へ
の支援策としては、
スーパール資金等の公
庫資金の利用や、市の
融資制度等があります。

今回、認定農業者とな
れた皆さんには、今後、益
々のご活躍をご期待申し上
げます。

また、新たに認定農業者
になられることを希望され
る方は、市の地域振興課・
農政グループまでお問い合
わせください。

(内線223)

農地の利用状況調査

農業委員会は、毎年8月
の下旬に農地パトロールを
実施しておりますが、農地
法の改正に伴い、「農業委員
会は、毎年1回、その区域
内にある農地の利用の状況
についての調査(利用状況
調査)を行わなければならない。」という新規の条文が
できました。

法第2条の2に「農地に
ついて所有権(略)を有する
者は、当該農地の農業上の
適正かつ効率的な利用を確
保しなければならない。」と
いう規定のとおり、自己の
農地については、適切な肥
培管理をお願いします。
今年度からは法第30条の
規定に基づいた調査を実施
することになります。

関連の内容は、次頁に掲
載してありますので、そち
らをお読みください。
今年度の調査は8月23日
(月)から27日(金)まで
の間で実施する予定です。

農地法一部改正される

皆さんご承知のとおり、農地法の一部が改正され、平成21年6月24日に公布、同年12月15日に施行されました。

我が国の農地制度は、農地を取り巻く状況に応じて、農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応という基本的な考え方に即して整備されてきました。

新しい農地制度は、これまでの制度体系を維持しながら、

- ① 農地の減少を食い止め、農地の確保を図る。
- ② 農地を貸しやすく・借りやすくする。
- ③ 農地の効率的な利用を図る。

などを骨子として、これにより、我が国の食料の安定供給の確保を目指すというものになりました。

昭和27年に農地法が制定

された後、今回の改正は最大の内容を持ったものでありと言えます。

農地の貸借について

市街化調整区域内農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、認定農業者などに、農地の貸し借りができます。

この場合、貸した農地は期限が来れば必ず返ってきますし、期間満了後の離作料は不要です。

また、期間満了前に、貸し手と借り手の双方に通知が届きますし、利用権の再設定により継続して貸借することもできます。

なお、契約等の手続きは市町村が行います。

農地法による農地の貸借について

これまで、農地の借り受

け者の範囲として、農作業常時従事者及び農業生産法人であったものの他に、農作業常時従事者以外の個人、農業生産法人以外の法人も追加されました。

この場合の条件は、契約不履行による解除、地域農業者との役割分担、安定的な労働力の確保、法人の場合、業務執行役員の1人以上が耕作等に常時従事すること、下限面積要件等があります。

申請は農業委員会宛に行われ、農業委員会は毎年、契約上の不履行がないかチェックします。

農地権利取得者の届出について

農地法第3条の3に新規規定された条項で、相続等により新たに農地権利者となった者は、農地の大小、調整・市街化を問わず、権利を取得した日から10ヶ月以内に農業委員会に届け出なければならぬことにな

りました。詳細は、農業委員或いは農業委員会事務局におたずねください。未届者、虚偽報告者には10万円以下の過料等の罰則規定もありますのでご注意ください。

農業委員会による農地利用状況調査

本改正の趣旨ともなっている、「農地は、権利をもっている人が、適正に効率的な利用をしなければならぬ」という法第2条の規定に基づき実施される調査で、現在も毎夏行っている農地パトロールにあたるものです。

今年度から実施する調査は、法に基づくものとなつたことから、調査の結果、「耕作が認められない農地」に対して必要な指導を行わせていただきます。

農業委員会の指導に従わない場合、遊休農地である旨の通知をいたします。

この時点で重要なことは、相続税納税猶予適用農地の場合、「期限の確定」となつてしまう場合があります。遊休農地である旨の通知を受けた者は、6週間以内に改善計画書を農業委員会に提出しなければなりません。また、改善計画書が未提出のときは、30万円以下の過料となります。

この後、周辺の農地に著しい障害が生じる場合などは、改善措置命令、改善のための費用の徴収（行政代執行の準用）がなされます。指導根拠は法律になりますので、農業委員会は肅々と指導させてもらわなくてはなりません。

農地の肥培管理は、個々が責任をもって行っていたことが基本ですので、くれぐれも農業委員会の指導が入るといふようなことのないようお願いいたします。

農業委員会の指導に従わない場合、遊休農地である旨の通知をいたします。

違反転用への 対応が厳格化

市街化調整区域において、農地転用許可を受けずに、農地を資材置場や残土置場、或いは駐車場等にしてしまいう違反転用に對して、その対応が厳しくなりました。

また、偽りその他不正の手段により、4条転用及び5条転用の許可を受けた者も同様です。

違反転用に對しては、現状回復命令が出されることはもとより、その命令に從わない場合は、行政代執行が行われます。

罰則規定も強化され、違反転用では、個人の場合は従前と変わらず3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に。

現状回復命令違反の時は、個人の場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に変わっています。

相続税納税猶予 制度の見直し

相続税納税猶予制度は、自ら農業を営むことが前提条件で、貸付地には適用されていませんでした。

この仕組みでは、貸し付けると制度の対象から外れることから、高齢になっても、無理をしてでも自ら耕作せざるを得ず、意欲ある農業者への貸付を躊躇する結果、農地の集積が進まないという面がありました。

農地を貸しやすく、借りやすくするという制度の見直しを踏まえ、納税猶予制度についても、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合、納税猶予が継続されるよう見直されました。

ただし、調整区域内農地だけの適用となっていますので注意してください。

貸借希望のある方は、事前に管轄の税務署及び農業委員会に問い合わせを。

改正農地法 説明会開催

平成22年3月2日、市民会館小ホールで、農業委員会と経営者クラブ共催による、改正農地法に係る説明会が開催されました。

講師は東京都農業会議の北沢俊春業務部長に依頼し、特に武蔵村山市に関わりの大きい部分を重点的に説明していただきました。



当日は、116名もの市内農業者の参加があり、また、説明後の質疑応答では活発な質問も飛び交い、皆さんの関心の深さを感じると共に、有意義な会であったと思っております。

東京都農業委員・農業者大会開催



平成22年2月26日、昭島市民会館において第51回東京都農業委員・農業者大会が開催されました。

大会では、関係者約900人が参加し、東京農業の確立に関する要望や新1・1活動IIの推進決議及び、改正農地法の説明が行われました。

また、当日は各顕彰の表彰が行われ、下記の方々が栄えある受賞をされました。おめでとうございます。今後とも益々のご活躍を期待いたします。

農業後継者顕彰

東京都農業会議会長賞
全国農業会議所会長賞

乙幡 修 氏

千秋 さん



東京都農業会議会長賞
全国農業会議所会長賞

乙幡 雄司 氏

陽子 さん



多摩開墾内の農道 一部改修される

昨年度、多摩開墾内の農道の改修が行われました。この区域にある市道は未舗装のため、雨後はかなりひどい状況を呈し、改修はずっと以前から農業者の要望事項となっていました。10月15日、工事で先立ち内野建設管理担当部長から、農業委員立会いの元、現場で工事の内容や工事箇所等の説明を受けました。



改修された道路は、主要市道第16号線及び同第52号線、一般市道D26号線の3路線の一部で、総延長は約785mでした。

工事内容は、切削↓整地↓砂利敷↓転圧で、皆さんから走りやすくなったとの声が届いています。今年度も約500mほどの工事を予定していますが、工事箇所については皆さんの要望を参考にして決めたこととことです。

また、簡易的な穴埋めとか、整地については、随時市直営で補完工事を行います。

生産緑地地区の追加 指定を受け付けます

市内の生産緑地地区は、平成22年1月現在、356地区で総面積は103.71ヘクタールです。昨年度は3箇所、0.11ヘクタールの追加指定がありました。今年度も8月2日まで追加指定の受付をいたします。指定希望がある場合は、事前に都市計画課へ相談してください。

(内線273)

平成21年度農業委員会総会付議案件別集計表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
引き続き農業経営を行っている旨の証明	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	5	11	35
相続税の納税猶予に関する適格者証明	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
相続税納税猶予に係る特例農地利用状況確認	0	0	15	0	0	0	1	0	0	0	9	0	25
生産緑地に係る農業の主たる従事者証明	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	4
農地法第3条の規定による許可申請	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
委員の辞任について	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
4条農地転用	0	0	0	2	1	1	4	4	2	2	2	3	21
5条農地転用	1	5	3	1	0	2	2	2	2	3	4	2	27
計	5	10	23	4	3	7	11	8	6	7	20	17	121

(数字は筆数ではありません)

農業委員会総会の 審議状況

農業委員会は原則として、毎月15日に開催しています。平成21年度における審議案件は、左集計表のとおりで全121件でした。

体験型市民農園の 開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園開設されています。市民の農業体験の場、また市民交流の場としては不

足状況となっています。農園の開設にご協力いただける方を募集しています。お問い合わせは、地域振興課・農政グループまでお願いいたします。

編集後記

今号は、昨年、農地法の一部改正があったため、関連の記事を主体に編集し、発行も例年より早めました。

特に、武蔵村山市の農業者に関わりのあると思われる部分をピックアップしましたので、参考にしてください。

編集委員 内野 厚生

” 高山 充則

” 乙幡 清次

” 波多野 焯持

” 比留間 啓二

” 小林 利夫